

附祭・御雇祭の展開に関する序論

—江戸・神田祭に焦点を当てて—

岸川 雅 範

はじめに

天下祭と称された神田祭をはじめ江戸の諸神社の祭礼の中で、寛延年間（一七四八―五〇）以降、最も盛り上がり江戸庶民は勿論のこと將軍や御台所（將軍の正室）・大奥女中ら多くの人々を楽しませた行列、それが「附祭（つけまつり）」と「御雇祭（おやといまつり）」であった。附祭は氏子町々から踊屋台や底抜け屋台、引物や花万度、練物・地走り踊といった仮装行列などで構成され、子供を含め多くの人々が行列に加わった。御雇祭は江戸幕府の経費負担により太神楽やこま廻しなどの諸芸が出され、江戸後期には御台所・大奥の所望による附祭に似た行列が氏子町々により出されるようになった。

附祭は各年の祭礼ごとに氏子町々より当番町が数町決められ、その都度、それぞれの町が江戸の文化芸能―能、浄

瑠璃、歌舞伎、音曲など―を雑多に盛り込み、各町で競い合うように趣向を凝らし華美を尽くした行列を出した。膨大な人数を要した行列でもあったため、時には喧嘩口論などもしばしば起こり、寛政の改革や天保の改革などにより規制され時代により構成・規模が目まぐるしく変更された。こうした歴史の変遷もあり、附祭には定形はなくその全体像を明らかにすることは非常に難しい。

以上のこともあり、江戸における諸神社の祭礼で最も注目を浴びたにもかかわらず、附祭、御雇祭の研究はあまり多くない。特に附祭の時代的展開を捉えた研究はほとんど見られない。そこで本稿は、江戸時代の神田祭に焦点を当て、附祭、御雇祭研究の序論としてその歴史的展開を概観する。

一、練物―附祭と御雇祭の前史―

a 練物とは

神田祭をはじめ江戸諸神社の祭礼に出された氏子町々の祭礼行列は、享保の改革以前までは主に「練物（ねりもの）」と称された⁽²⁾。練物とは「山車（だし）」と「屋台（やたい）」を中心に、警固役や町の人々、大母衣・小母衣や大名・唐人・山伏の仮装などで構成される行列であった⁽³⁾。

神田祭ではないが一例をあげると、正徳四年（一七一四）九月二十二日の江戸根津権現の祭礼で南塗師町・南鞘町・松川町・因幡町・鈴木町が連合で出した練物は以下の構成であった。

覚

- 一たし 吹貫 花籠太鼓打唐人装束 壹本
- 一やたい 西王母之人形三ツ 何れも金人装束 拍子方八人
- 一警固 但黒羽織着 三十人
- 一町人 上下着 弐十人供奴士四十人

根津権現御祭礼練物両品書上申候内右之通練物仕立出

シ候様ニ被仰渡奉畏候以上⁽⁴⁾（以下略）

山車（たし）は「出し」とも記され、主に各町にちなん

だ人形や飾りが頭頂部に据えられ、担ぐ物と牛で曳く物とがあった。元禄期頃までは山車という呼称の他に「大吹貫」「笠鉾」「樂車」なども使用されたが、時代が降るにつれて山車という表記が多くなっていった⁽⁵⁾。

神田祭における山車は遅くとも宝暦年間（一七五二―一七六二）頃には、三十六番組に分けられた神田部内の氏子町々により出されたが、各番組により町数が異なり山車の数も違った⁽⁶⁾。例えば所見で最も古い神田祭の行列を記した『寛政五丑年九月十五日 神田大明神祭礼番附』によると、一番は大伝馬町一町より諫鼓鶏の山車一本が出され、一方十番の町々―豊島町、湯島六町目、同横町、金沢町―は二つの組合に別れ十一番の内では二本の山車が出されている⁽⁷⁾（表①）。また文化二年（一八〇五）、十六番―佐久間町三丁目、同四丁目、富松町―はこれまで三町が組合で山車一本を出していたが、この年から佐久間町三丁目と同四丁目を組合で一本、富松町から一本、計二本の山車を曳き出すことになった⁽⁸⁾。このように神田祭において三十六番組に変化はなかったが、番組内での山車の数は時代により変動があり、全番組合せて三十七から四十一本の幅をもって山車が江戸時代を通じて出された⁽⁹⁾。

「屋台（やたい）」については同じく正徳四年の江戸根津権現の祭礼で十八番・木挽町一、二、三、四丁目が出した

表① 『寛政五丑年九月十五日 神田大
明神祭礼番附』 一覧

番組	町名	内容
1	大伝馬町	諫鼓吹流
2	南伝馬町	岩に猿
3	旅籠町	翁
4	同二丁目	布刈の龍神
5	鍋町	せいかの松・下り藤
6	通新石町	花
7	須田町	羽公(関羽)人形
8	同二丁目	武蔵野
9	連雀町	武蔵野
10	三河町	武蔵野
11	豊島町	武蔵野
11	湯島町六丁目	
	同横町	武蔵野
	金沢町	
12	岩井町	牡丹
13	橋本町	牡丹桜
14	同二丁目	鉢の木
15	旅籠町	
	佐久間町一丁目	牡丹
	同二丁目	
16	佐久間町三丁目	
	富松町	色々の花
17	久右衛門町	金太郎
附祭	佐久間町	唐人の行列
	鍛冶町	太神楽
	横大工町	踊屋台
		三番そうの踊
18	多町一丁目	稲村に珊瑚樹
19	同二丁目	波に珊瑚樹
20	永富町	牡丹
21	豎大工町	武蔵野
22	蠟燭町	
	関口町	牡丹枝垂れ桜
23	明神西町	武蔵野
24	新白銀町	武蔵野
25	川井新石町	武蔵野
26	新革屋町	石橋人形
27	鍛冶町	せいかの松・紅葉
28	元乗物町	武蔵野
29	横大工町	布袋人形
30	雉子町	雉子
31	三河町四丁目	武蔵野
32	御台所町	義経弓流
33	皆川町	武蔵野
34	塗師町	武蔵野
35	白壁町	恵比寿
36	松田町	武蔵野
36町	組合	唐人の練り大勢

※ひらがなは漢字に表記し直した。

屋台の仕様を一例としてあげると以下の通りである。

一 屋体 泰平狸々

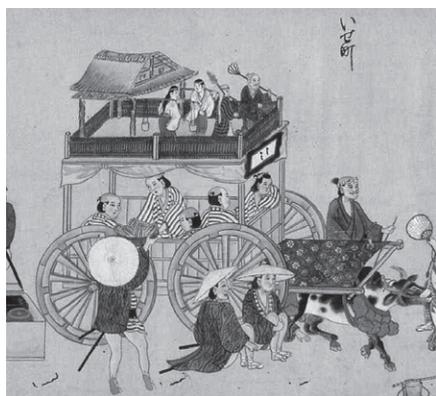
右仕様屋体長さ弐間半に梁間七尺狸々人形三つ。せい六尺宛壺大さ四尺。狸々三つの内壺つは壺のふちを廻り顔の赤く成り白く成候様に仕扇子を持。衣装大口白金入すそに紺の立浪のもやう着物は赤地大紋の金入。又弐つの狸々は衣装着物は赤地大紋入そはつき紺地菊の模様金大口白地少し次の金入也。柄杓盃近持屋体奥の方壺の際に立て、屋体頭の方山に熊笹花あしらひ、山の上に唐松長さ九尺程松のみどり銀にて三ツ宛付け藤の花所々江さげ、やたい高欄花

塗物金物めつき擬法珠極彩色蛙また花塗中に菊のめつき高欄の内の方立浪水仮粧坂極彩色浪竜逆輪板共に中に丸に泰平と云字金の置上が仕候。水引赤地本純子幕さらし木綿地浅黄菊水正平染。うし四足にて引牛日除木綿さらさ染牛方衣類は萌黄木綿給。はやし方七人大工式人細工人式人乗手木鳶口之者拾人衣装鳶方より仕立着出。拾人にて不足に付、御祭礼日は増人拾人還申候事

屋台は二間半と大型で、舞台と楽屋とで構成され牛により曳かれた。元禄から正徳年間の江戸山王権現(現・日枝神社)の祭礼・山王祭を描いたと推測される『江戸山王祭



図① 屋台（『江戸山王祭礼図巻』個人所蔵）



図② 屋台（『江戸山王祭礼図巻』個人所蔵）

礼図巻』（個人所蔵）には多くの屋台が描かれているが、それを見ると、屋台の上部には人形や草花などが飾られ、下部には楽屋とおぼしき空間があり幕が張られ、その中で囃子方が演奏をしている姿が描かれている。牛二疋で曳いており、大型の屋台であったことが窺える（図①、②）。図②では、下部の楽屋部分の幕があげられ休憩中の囃子方が描

かれている。

神田祭で出された練物に関する文献上の初見は、元禄元年（真享五年・一六八八）に初めて祭礼行列が江戸城内へ入り、五代將軍徳川綱吉の母・桂昌院が見物した時の記録「寛文十二年御用覚帳書拔」である。

桂昌院様御 成御待被遊候と有之上者得其意候由申候而則練人申候兼而三十五番之練者ヲ十二割捨人之与力十ヶ所二其組之同心式人宛召連卷二三〇取二而練者三番四番程ツツ間を置同心二人与力老人供引付ル如斯祭之間江交り不行義二無之様二下知申付段々練者一同

常盤橋迄出御門外集リ罷有候下知仕支不申候様二先々江通ス但本町ヨリ東ノ義ハ不構孫左衛門八左衛門も一所二常盤橋江立寄罷在候祭式拾番目ヨリ卅三四番目程御前通ル内雨降候得共与力同心笠不用何茂仕廻候而両御番所江寄御届ケ仕未ノ上刻令帰宅今月ハ此方雖為月番此一巻之御用八月之内安房守殿江被仰付候由二而被

仰渡も安房守殿ニ而有之其日之御指図も右之通也⁽¹²⁾ (傍線は筆者註)

この当時は三十五番組に分けられた町々により練物(練者、練者)が出されたことが記されているが、当時の各町の練物に関する詳細は不明である。後に番組が三十六番組となったことは先に述べた通りである。

b 享保の改革―練物への規制と巡行路の簡略化―

練物に初めて大幅な規制が加えられたのは、八代將軍・徳川吉宗が行った享保の改革の時であった。それは屋台の全面禁止と練物に加わる人数の削減を中心とした規制であった。享保六年(一七二二)四月に以下の町触が出された。

所々祭礼ニ付、ねり物^并人数之儀、左之通自今可相心得事

一やたい一切無用可仕候事

一ねり物人数之儀、一組合又は壹町切差出候町之人数

高、多クハ三分一、其次ハ半分、其余ハ右ニ準、相

応ニ減可申事

一ねり物一通之儀斗ニ用候衣類作り物等、兼而拵置候

儀一切可為無用候、其節ニ至、在合候品用ひ可申事

一惣体ねり物結構ニ仕間敷候事

右之趣町中不殘可触知者也

丑年四月⁽¹³⁾

当時の屋台は先の資料で見たとおり金メッキ・金糸などを用い大型で運ぶ人数や諸費用も要したため、儉約・質素を旨とする改革では当然規制の対象になった。以降、寛延元年(一七四八)まで神田祭における町々の行列は基本的に山車行列のみとなった。

この行列への規制に関連して祭礼行列の巡行路も簡略化された。以下の資料は神田祭の祭礼行列の江戸城内における巡行路の変遷を記したものである。

神田明神祭礼古来は 上覧所前は罷通不申候処宝永三

戊年右祭礼 上覧所前を罷通候様丹羽遠江守勤役之節

申渡其節分 上覧所前を罷通申候然処享保五^子年九月

右道筋古来之通被 仰出候由中山出雲守勤役之節申渡

候付引続寛延^{元辰}年迄は古来之道筋罷通申候処寛延三

年右祭礼上覧所前を通候様同年十一月七日能勢肥后

守勤役之節申渡候

但寛延三^午年は九月十五日祭礼相延同年十一月十八

日罷成申候

右之通^ニ寛延三^午年より去々^子年迄四度共ニ 上覧所前

を罷通(以下略)

元禄元年初めて江戸城内へ入った頃の巡行路は、神田橋御門より城内へ入り常盤橋御門で城外へ出るという道筋で

あつた。それが宝永三年（一七〇六）の祭礼で上覧所前を通るよう命じられ、田安御門から城内へ入り上覧所前を通り竹橋御門を経て常盤橋御門から城外へ出るという道筋に拡大・延長された。それが享保の改革により、上覧所を通らず再び神田橋御門より常盤橋御門という道筋に短縮されたのであつた。¹⁵⁾

二、附祭と御雇祭、誕生

a 附祭の誕生

吉宗が没し家重が將軍に就任して後、寛延三年（一七五〇）以降、神田祭は再び盛大になっていく。同年、再び上覧所前を通る道筋が幕府より命じられ、五十宮倫子（後の十代將軍家治の正室）が上覧所において透見つまり見物した。附祭が出されるようになったのはこの時からであつた。

一 神田明神御祭礼之義、古来ハ上覧所前相渡申候処、致中絶、寛延元辰年迄ハ神田橋御門ヨリ常盤橋御門江相渡申候、其砌ハ附祭練物一向無之、出し斗差出来申候、然ル処寛延三年年今古来之通、上覧所前相渡候様被仰付、夫ヨリ附祭練物差出、其後御祭礼度毎ニ附祭練物之數相増候¹⁷⁾随ひ、夫丈神輿繰出後候ニ付夜ニ入相渡候哉と奉存候、（以下略）

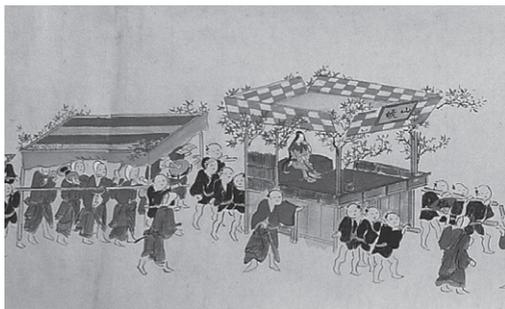
宝曆より安永・天明（一七五二―一七八九）頃の神田祭を描いたと推定される龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』では文字資料も含め約二十二の附祭が描かれている。¹⁸⁾絵巻に描かれている附祭を見ると、踊り子が芸を演じる舞台「踊屋台（踊台）」、囃し手が演奏しながら歩くための「底抜け屋台（潜台、かつぎ日覆）」（図③、④）、大人用・子供用がある手持ちの「花万度（花、出し、大人持之花出）」（図⑤）、籠細工などで造られた大型の「引物（造り物）」（図⑥）、仮装行列（後に地走踊（地踊）、練物などと呼ばれる）などから構成され、各町がそれらを組合せて山車の前を練り歩いた。内容は各町の山車に関連するものが多かった。

これら附祭について、龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』と神田神社所蔵『神田明神祭礼図巻』を参考に二、三具体事例をあげたのが表②である。²⁰⁾七番・須田町一丁目の出した仮装行列からなる「大江山鬼賊退治」は同町の山車人形「住吉明神」が鬼退治の時に源頼光たちを助けた話にちなんだものであつた。九番・連雀町の出した花万度と仮装行列よりなる「牛若君奥州下向」は同町の山車人形「熊坂長範」が源義経に退治される話にちなんだものであつた。花万度と引物で構成された三十五番・白壁町は鹿島踊を題材にしたものであつた。絵巻では山車は描

図③ 踊屋台（車で引く型）と底抜け屋台（『神田明神祭礼図巻』神田神社蔵）



図④ 踊屋台（担ぐ型）と底抜け屋台（『神田明神祭礼図巻』神田神社蔵）



図⑤ 花万度（『神田明神祭礼図巻』神田神社蔵）



図⑥ 引物（『神田明神祭礼図巻』神田神社蔵）



表② 附祭行列構成の事例

龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』と神田神社所蔵『神田明神祭礼図巻』を参考に作成。

番組	7 番	
町名	須田町一丁目	
テーマ	大江山鬼賊退治	
形態	内容	描かれた人数
造り物	囃し方	9 人
	大江山の鬼を乗せた三方	担ぎ手 13 人
	山伏	6 人
	渡辺綱	乗馬 1 人 従者 3 人
	坂田公時	乗馬 1 人 従者 3 人
	挟箱持ち	2 人
	薙刀持ち	1 人
	籠に乗った姫君	姫 1 人、従者女性 1 人、担ぎ手 4 人
	傘持ち	1 人
	挟箱持ち	1 人
	碓井貞光	乗馬 1 人 従者 3 人
	挟箱持ち	2 人
	薙刀持ち	1 人
	籠に乗った姫君	姫 1 人、従者女性 1 人、担ぎ手 4 人
	傘持ち	1 人
	挟箱持ち	1 人
	山車	卜部章氏
挟箱持ち		2 人
長柄持ち		10 人
源頼光		乗馬 1 人 従者 3 人
織持ち		2 人
平井保昌		乗馬 1 人 従者 4 人
住吉明神	神姿 6 人、曳き手 9 人 牛の口取り 1 人、囃し手 7 人	計 106 名

番組	18 番	
町名	多町一丁目	
テーマ	金太郎幼稚遊び	
形態	内容	描かれた人数
花万度	軍配	8 人
	鉞を担いだ熊	6 人
造り物	みみずくを背負った猿	1 人
	遠磨を背負った兎	1 人
	猪に跨る金太郎	綱引ほか 17 人
	囃し方	2 人
踊屋台	山姥 屋台は担ぐ型	山姥 1 人、担ぎ手 12 人
	底抜け屋台	囃し手 6 人、担ぎ手 4 人、従者 2 人
山車	囃し方	神姿 2 人、曳き手 5 人 牛の口取り 2 人、囃子方 6 人
	稲穂に蝶	計 75 名

番組	9 番	
町名	連雀町	
テーマ	牛若君奥州下向	
形態	内容	描かれた人数
花万度	「十二段草子」の本に琴・火炎太鼓・笙などの楽器	10 人
	金売り吉次一行 馬のみ	2 人
	金売り吉次一行 馬のみ	2 人
	金売り吉次一行 吉次	乗馬 1 人 従者 1 人
	金売り吉次一行 吉内	乗馬 1 人 従者 1 人
	金売り吉次一行 吉六	乗馬 1 人 従者 1 人
	赤扇を持つ歌い手	6 人
	馬 牛若丸の礼付き座有り	従者 2 人
	錦戸太郎	乗馬 1 人 従者 2 人
	伊達次郎	乗馬 1 人 従者 1 人
	和泉三郎	乗馬 1 人 従者 2 人
	挟箱持ち	2 人
	長柄持ち	10 人
山車	牛若丸	乗馬 1 人 従者 4 人
	傘持ち	2 人
	権頭兼房	乗馬 1 人 従者 4 人
	羽織袴	4 人
	熊坂長範	神姿 1 人、曳き手 10 人 牛の口取り 1 人、囃子方 6 人
		計 82 名

番組	35 番	
町名	白壁町	
テーマ	大鯰と要石（鹿島踊）	
形態	内容	描かれた人数
花万度	御幣に三本足の鳥	9 人
	鹿島事触神職	3 人
	傘持ち	2 人
	鹿島踊	14 人
造り物	神姿	4 人
	大鯰と要石	綱引ほか 17 人
	囃子方	5 人
(山車)	挟箱持ち	1 人
	荷茶屋	2 人
	(恵比寿)	一
		計 (57) 名

かれていないようだが、この町は恵比寿神人形を乗せた山車が通常出された。恵比寿神は神無月の時に要石を守るため鹿島神宮に留守番する神という伝承からこの附祭が作られたことが推測される。

b 御雇祭の登場

宝暦年間はじめには、幕府が経費を負担して太神楽、鞠之曲、こま廻しが祭礼の時に常時出されるようになった。これは後に御雇祭と言われるようになる。⁽²¹⁾ それぞれの行列には御雇祭の証となる御用札・御用提灯も出された。⁽²²⁾

宝暦八年九月の町年寄・樽屋与左衛門による以下の願によると、

当九月十五日神田明神祭礼之節差出候

こま廻し

鞠之曲

太神楽壹組

右先達^而申上候通こま廻し^江金四両鞠之曲之者^江金三両

太神楽壹組^江金六両式分去々^子年之通式百両金之内^而御

金被下置候様仕度奉存候依之申上候以上

寅九月

樽屋与左衛門⁽²³⁾

とあり、その後、幕府よりこま廻し、鞠之曲、太神楽一組に対して御金が下されることとなった。

三、附祭・御雇祭の変遷

a 寛政の改革―附祭の削減とその後の復活

附祭が誕生し多く出され太神楽などの御雇祭も常時見られるようになり盛大さを極めた神田祭であったが、寛政の改革―享保の改革を手本とし凶作による一揆や打ちこわしへの警戒を中心とした政策―がはじまるに及び、規制の対象とされ大幅な削減が命じられた。

一、山王神田其外共祭礼之儀、是迄差定候番組之外、練物万度等一切令^二停止、附祭は惣祭町^二而太神楽一組外^二二組都合数三ツは定候間、其旨相心得、警固之者共も、花美之衣類決而不^二相成^二候間、家守共衣類も小紋^二而も紋付^二而も勝手次第致、麻上下着用警固可^レ致事。⁽²⁴⁾ (以下略)

二十以上も出されていた附祭はこの改革により三組と定められ、うち一組は太神楽⁽²⁵⁾とされた。これ以降、改革を推進した松平定信が寛政五年(一七九三)七月二十三日に罷免され再び神田祭は賑やかさを取り戻していくが、文政八年(一八二五)まで附祭は原則として三組と定められた。⁽²⁶⁾

時代が降り文化年間以降、神田祭における附祭の規模が拡大していく。文化二年(一八〇五)の神田祭に際して出

された以下の町触からもそれがうかがえる。

神田明神祭礼二付、出シ練物等差出候町々之内、近年綱引杯と申、書上人数之外夥敷罷出、又は祭礼前日花万度等拵、^并御改正以前之練物之品を持出し、内々練引歩行、時々口論等有之由、且近年火消人足共手こまゑと唱、出し^江付添罷出、其上他町より助と申罷出候人足共も有之、多人数二相成目論見等有之由、是等之儀は兼^而雇頭より厳敷申渡、右躰之儀一切無之様可致旨、祭礼町々若もの共^江前広二得と申渡シ置候様可致事右之通当九月十五日祭礼前広より申渡置候様、南定御廻方^并喜多村御役所より御申渡有之、且附祭数三口之外聊之品二^而も、新規目論見候儀も有之候ハ、早速留置候様、是又御申渡被成候間、御支配祭礼町々若者共爲人足共へ厳敷被仰渡、受印形御取置、店々壺人別二申渡候段、家主連判御取置可被成候、以上

丑閏八月六日

肝煎⁽²⁷⁾

引物の綱引人数の増加や、祭礼前日に出された花万度、寛政の改革などで禁じられた「練物之品」が出され、さらに火消人足による行列警固の手古舞や助と呼ばれた人足も現れ行列に加わるなど、祭礼行列が拡大していく様が見られる。この年の番附には附祭は太神楽を含め六組が見られる。さらに同四年には太神楽が御雇祭として復活するな

ど、徐々にその規模を大きくしていった。文化年間はじめころの附祭・御雇祭の規模について同四年を事例としてあげると表③の通りである。

b 御雇祭の変化―品替・御好みの品―

附祭がその規模を拡大していく中、御雇祭にも変化が見られた。それは御雇祭の一つとして出されていたこま廻しに代つて「品替」と言われるものが出されるようになったことである（以下、この御雇祭を品替御雇祭と表記）。時代は降るが文政六年（一八二三）の町年寄による御雇祭に関する伺いに、品替御雇祭の経緯が以下のように記されている。

神田明神祭礼之節拾九番分式拾番之間^江先々こま廻し差出来候処去^ル享和元酉年祭礼之節分こま廻しは□□（虫損 相止か）品替仕相同候様被仰渡右酉年分祭礼之度毎品替仕差出去々々年も業平あつま下りの学ひ差出申候当九月祭礼之節も品替仕申上候様可仕哉此段奉伺候以上

卯八月

樽 吉五郎⁽²⁸⁾

享和元年（一八〇二）より神田祭において、こま廻しに変わり附祭と同じような内容を持つ行列を出すことが幕府より命じられたのであった。

山王祭でも同様に品替御雇祭が出されたが『藤岡屋日

表③ 文化4年の附祭・御雇祭行列構成

宮内庁書陵部所蔵『神田祭礼（文化四年丁卯九月神田祭礼番附）』を参考に作成。

御雇祭・太神楽

町名	本材木町一、二、三、四丁目 弥左衛門町、新肴町	
場所	6番後	
構成	内訳	
万度持		1人
神楽師		1人
猿田彦		1人
太神楽	獅子舞	2人
	曲太鼓打	2人
	囃子方	4人
	太平踊	1人
神楽台		
町人		2人
世話役		4人
同		4人
荷ひ茶屋		1荷
		計 22人

附祭

世話番町	三河町一丁目、新石町一丁目、新革屋町、元乗物町、塗師町、永富町三分、皆川町一、二、三丁目	
場所	12番後	
内容		
柱建ての学び練子		1人
後見子供		1人
囃子方		15人
花小出し 車にて引く		1本
綱引子供		30人
荷ひ商人学び練子		15人
草刈練子		20人
花籠子供警固		2人
町人		11人
世話役		55人
かつぎ日覆（底抜け屋台）		3荷
荷ひ茶屋		2荷
		計 150人

附祭

世話番町	三河町二、三丁目	
場所	19番後	
内容		
鶏の引物 車にて引く		1台
綱引子供		20人
相撲しらせ太鼓かつぎ子供		5人
行司子供		5人
呼出し子供		2人
子供相撲 手代わり含む		40人
四本柱土俵附相撲台 車にて引く		
手木前（手古舞か）		12人
相撲古実言		3人
囃子方		13人
相撲楽屋囃子方ともかつぎ日覆（底抜け屋台）		3荷
町人		12人
警固		12人
警固		30人
荷ひ茶屋		2荷
		計 154人

附祭

世話番町	通新石町、神田鍋町、神田白壁町 神田多町一丁目、久右衛門町二丁目 橋本町一丁目	
場所	32番後	
内容		
拍子舞の学び練子		3人
囃子方		12人
かつぎ日覆い（底抜け屋台）		2荷
土蜘蛛退治花小出し		1本
綱引子供		30人
四天王の学び練子		4人
頼光保昌の学び練子 花籠に乗る		2人
子供警固		20人
土蜘蛛造り物 車にて引く		1本
綱引子供		10人
町人		8人
世話役		6人
荷ひ茶屋		2荷
		計 95人

※神田旅籠町二丁目も附祭を出しているが、文書に記載漏れがあり、荷ひ茶屋の記載しか見られないためここでは略すこととする。

記「文化十二乙亥年大奥年中行事」の山王祭の記事に、

日うつりて山王の御祭礼にて、御台所の御方、吹上のたかどのへ入らせられ、つきしたがふ女房たつきらをかざり、御膳所より御送りもの御取ひるめあり、附祭り御好ミの品は御広敷御用人より町奉行へ達しておふせ付らる、⁽²⁹⁾

とあり、品替御雇祭の多くは御台所(徳川將軍夫人)・大奥からの所望により出され「御祭」「御役」「御用祭」「御好附祭」「御好ミの品」などとも呼ばれた。

品替御雇祭は世話番町が選ばれ出し物の候補をいくつか出した上で命じられるものであった。文化八年(一八一二)世話番を命じられた神田紺屋町三町分はこま廻しの品替案として以下の三案を提出した。

当九月十五日神田明神祭礼之節番組之外^二太神楽一組^一

こま廻し代り之品取調可申上旨被仰渡候当年出物世話

番神田紺屋町三町分^江申付候処左之通り芸付差出候

一 山姥金太郎の学ひ 一組

一 桃太郎の学ひ 一組

一 碁盤人形 一組

右三通之内^而可被仰付哉別芸付書付之通り日覆絵図

三枚相添此段奉伺候御入用之儀は成たけ省略為仕、

追^而申上候様可仕候以上

未八月

樽与左衛門⁽³⁰⁾

その後、この三候補の内から碁盤人形が選ばれ、それに加え同町々より「四季三番叟之学ひ」「花車右井扇之学ひ」「乱菊枕慈童之学ひ」「五節句の学ひ」も出されることとなり十九番と二十番の間に入るようになった。諸経費は幕府より出され、太神楽と合せて金四十両三分銀三匁六分一厘七毛が下された。⁽³¹⁾ 神田祭において品替御雇祭を出した町々は、神田祭三十六番組以外の町々が主に選ばれた。

四、めまぐるしい変遷

a 拡大していく附祭

文化年間後期より文政年間前期にかけて、神田祭における附祭と御雇祭は組数こそさほどの変化はなかったが内容・規模の面で今まで以上に拡大していった。

神田明神祭礼之内是迄拾壹番^与拾貳番之間^江踊台壹組

貳拾六番^与貳十七番之間^江獅子舞壹組參十貳番^与三拾三

番之間^江踊台壹組繰入来候処^右踊台末に相廻り候方近

来祭礼度毎夜^二入踊子供其外^一附添罷出候女子供等夜分途

中甚難儀仕獅子舞之儀は大人斗り^而女子供等ハ罷出不

申候間以来末之方踊台先^江繰替獅子舞は末^二相成候様仕

度左候得は一同弁利も宜有之候旨祭礼町々肝煎名主と

も申立候短日之時節^二而^一自^二夜入踊台^一附添候もの大勢^二御座候間肝煎名主共申立候趣弁利宜敷方相聞候間願^二通^一り申付以来番附順組替候様可申渡候依之此段申上置候以上

丑九月

岩瀬加賀守⁽³²⁾

これは文化十四年の神田祭に際して出された町々の願状である。これまで十一・十二番の間に踊屋台(踊台)一組、二十六・二十七番の間に獅子舞(太神楽)一組、三十二・三十三番の間に踊屋台(踊台)一組という順番で附祭と御雇祭を出していたが、行列の規模が大きくなったためか巡行が夜分に至ってしまったため子供たちには難儀^二たとして、獅子舞と末尾の踊屋台の順番を替えたいという願いであった。その他、文政三年には祭礼行列が上覧所前を通過する^二のが遅滞^一してしまうことが多かったため通過時刻を厳守するよう命じる町触も出されるなど、行列の規模が大きくなっていったことがうかがえる。⁽³³⁾

文政五年、附祭三組(三ヶ所)それぞれの踊屋台・地走り踊・引物などの数を制限すること、そして町入用の上限を小間一間につき一両と定めることが命じられた。

山王神田両祭礼^江罷出候若者衣類之儀、先々より申渡候処、近来金入天鷲絨又は金糸縫等相見不束之事二候、已来金糸天鷲絨金糸類御法度之品相用申間鋪候、

(中略)山王祭礼付祭之儀、当六月より太神楽品替とも、世話番三ヶ所^二而^一、踊台地走り踊引物警固練物とも都合出数式拾四五迄二取極候間、組合一同申合、右附祭数割振候^而可差出候、番付外之品内分^二而^一聊成共当日は勿論、前日練町内斗引渡候義等致間鋪候、両祭礼とも入用之儀は小間壱間二付金壱両を高二定、大町小町とも右より内^二而^一相済候ハ、格別余分不相掛様可致、祭礼町々之者共一同厚申合、心違之者共も有之は吟味之上厳敷可申不候間、名主共精々心付可取扱

午二月⁽³⁴⁾(以下略)

地走り踊はこの頃より見られるようになってきたもので「地走りと云ふは、屋台なし。歩行にて、踊り子は赤紋付の傘を差しかけ往く。常の長柄傘よりは小形なり。囃子は同前、底抜けやたいなり。踊り屋躰地走りとともに、踊り子は芸者を専らとし、稀には商家等の処女も出る。囃子方は、常に生業する者なり。囃子方・芸者ともに雇ひなり。」⁽³⁵⁾といった行列で、主にプロの芸能集団から構成され仮装した踊り手と、囃し手が入った底抜け屋台からなる行列であった。この他にも金糸を使用した衣類の禁止や祭礼寄合での出費に対する削減命令などが度々出された。これらの町触から当時の神田祭が規模的にも拡大していき賑やかになっていったことがわかる。

b 品替御雇祭の規模の拡大と縮小、そして廃止

文政六年の品替御雇祭は、浅草平右衛門町外四ヶ町が世話番となり、五つの候補を出した上で「秋の七草売学び」に決定した。その仕様は表④の通りであり、非常に多くの出し物が出された。⁽³⁶⁾

さらに文政八年には品替御雇祭は一組から四組へと増加した。この時世話番を勤めたのは、高砂町、住吉町と同裏河岸、難波町と同裏河岸、元大坂町であり、そのほとんどのテーマが昔話にまつわる内容であった。先に見た文政六年の規模の行列が四組となり、さらに同じような規模の附祭も五組出されたため非常に賑やかな行列が繰り広げられた。⁽³⁷⁾ (図⑦)。

表④文政6年 御雇祭「秋の七草売学び」行列構成

『神田明神祭礼 文政六未年九月』（国会図書館所蔵）、『神田明神御祭礼』（文政六年、神田神社所蔵）を参考に作成。

内容	人数・規模
秋の七草売学び	踊女子供6人、囃子方15人、後見2人、世話役2人、踊台3枚、かつぎ日覆い（囃子方・楽屋用底抜け屋台）2荷、荷茶屋1荷
岩組ニ牡丹獅子の引き物 車にて引く	綱引99人、嶋台ニ松竹梅鼓太鼓の造り物（車にて引く）・子供15人、狸々の学び男5人、鉄棒引・男2人、基盤人形の学び・男1人、黒縫くるみ人形遣い1人、浄瑠璃三味線・女子供4人、浦嶋の学び1人、魚の被り物1人、海士猟師の姿2人、蛸鮫の被り物2人、亀に猿の形をした被り物で釣竿を持つ者2人、魚の被り物16人、龍神管弦の学び、小轍2本、子供警固2人、日傘さしかけ花鐘行列、弁慶の学び七つ道具を背負う者・子供1人、草刈童の姿1人、玉藻の前の学び・女子供5人、官女の姿・女1人、縫いくるみの狐・男4人、塗笠杖を持つ者・女3人、縫いくるみの狐・男3人、囃子方8人、張抜殺生石をかつぐ者2人、玄能を背負い三浦之介・上総之介の姿乗馬1人、縫いくるみ矢の被り物4人
石橋獅子の学び	踊子供3人、踊台1台、綱引・女子供20人、囃子方15人
唐机ニ桃の引物 車にて引く	綱引55人、子供警固2人、桃の造り物（台に車をつけ引く）・子供15人、西王母東方朝の学び・地走踊・女子供2人、侍女2人、男2人、小轍2本、囃子方・女子供18人、かつぎ日覆（底抜け屋台）1荷
松に羽衣伯凌の人形引物 車にて引く	綱引88人
碓に蛸の造り物 台に車をつけ引く	子供（綱引）15人、子供警固8人、大井川川越の学び人形（花籠に乗せる）女子供11人、旅衣装侍・町人・飛脚・道者・鐘持の学び・男15人、川越人足、相撲取歩行2人、花籠に乗る子供1人、旅衣装女2人、相撲取の学び1人、連台3つ、乳母姿1人、波の音・太鼓三味線、縫いくるみ松の立木姿7人、猟師の学び、鮫・さざえ・蛤を背負おう3人
天女の学び	地走踊女子供7人、囃子方23人、かつぎ日覆（底抜け屋台）1つ
岩組ニ亀烏帽子翁の面花小出し 車にて引く	綱引子供30人
住吉社の引物 車にて引く	綱引105人、からくり台に枕唐団扇の造り物（台に車をつけ引く）・子供5人、盧生の学び・子供1人、唐衣装8人、虎狩の学び・男4人、唐衣装12人
住吉詣の学び	地走踊女子供12人、囃子方23人、かつぎ日覆（底抜け屋台）1つ
鈴の引物 牛車にて引く	綱引70人、警固10人、世話役10人、棒引15人
荷茶屋25荷	



▶その①

◀その⑤



▶その②

◀その⑥



▶その③

◀その⑦



図⑦ 文政8年における品替御雇祭(部分)
 (『神田明神御祭礼御免番附』(神田神社所蔵))

▶その④



しかし次の年・文政十年の神田祭で品替御雇祭は中止となり、附祭が三組から十五、六町より各一品を出すことと定められ各町の山車の後ろに続いて出された。文政十年神田祭に際して以下の町触が出された。

口達之覚

当九月神田明神祭祀之節、附祭世話番^并御雇上物とも以來御差止ニ相成、寛政以前之通、祭祀町々より附祭勝手次第可差出、併右之通相成候込、付祭数多ク差出候様ニとの儀ニは無之、祭祀惣町^二相互ニ申合、踊台六ツ七ツ、引物練もの伊達警固取交り八ツ九ツ流用致、都合十五六位を目当ニ致、御慰ニ可相成もの差出可申候(以下略)

この時、組による附祭が廃止され、その他地走り踊(地踊)とプロの芸人出演の禁止、衣類への制限なども同時に達せられたりしたが、附祭の数は十五、六品出されたため以前とあまり変わらぬ賑やかさであったことが推測される。以降、天保十年までこの形式が続く各町の附祭は各町の山車の後に続いて出された(表⑤)³⁹。文政十年から天保十年までの附祭は、踊屋台、引物、練物などで行列が構成された。ここでいう練物は、享保の改革以前の練物ではなく、仮装行列のみで囃し手の入った底抜け屋台は出されないものをおおよそ意味する。

表⑤ 附祭・御雇祭一覧 文政10年～天保10年
文政10年(1827)9月15日

町名	内容	場所
本材木町1、2、3丁目、弥左衛門町、新肴町	御雇祭 太神楽	3番神田旅籠町1丁目の後
神田旅籠町1丁目	中扇に鈴の引物(引物)	3番神田旅籠町1丁目の後
神田鍋町	鞍馬獅子の学び(踊台)	5番神田鍋町の後
通新石町	雨乞ひ小町の学び(地走り踊)	6番通新石町の後
連雀町	牛若奥州下りの学び(練物)	9番連雀町の後
三河町1丁目	軍扇と巻物の引物(引物)	10番三河町1丁目の後
豊島町	菊寿草摺の学び(踊屋台)	11番湯島6丁目他3カ町の後
金沢町	官女の学び(踊屋台)	11番湯島6丁目他3カ町の後
橋本町1丁目	妹背柱建の学び(踊屋台)	13番橋本町1丁目の後
橋本町2丁目	獅子頭に酒樽引物(引物)	14番橋本町2丁目の後
佐久間町1丁目	岩組に井戸楼門柚木彦火々出見の尊玉豊姫人形引物(引物)	15番佐久間町1丁目の後
佐久間町2丁目	龍人の学び(練物)	15番佐久間町2丁目の後
神田多町1丁目	子持ち山姥の学び(踊屋台)	19番多町2丁目の後
新銀町	鶴ヶ岡放生会の学び(練物)	24番神田新銀町の後
元乗物町	河津侯野角力の学び(踊屋台)	28番元乗物町の後
神田塗師町	岩組に松立木瓶盃柄杓の引物(引物)	34番神田塗師町の後
神田白壁町	鹿嶋踊の学び(踊屋台)	35番神田白壁町の後

文政 12 年 (1829) 9 月 15 日

町名	内容	場所
本材木町、弥左衛門町、新香町	御屋祭 太神楽	2 番の後
神田松田町	業平東下りの学び (練物か)	6 番通新石町の後
湯島 6 丁目外 3 町	岩組に富士松立木 (引物)	11 番湯島 6 丁目他 3 カ町の内
元岩井町他 1 カ町	菊慈童の学び (踊屋台)	12 番元岩井町他 1 カ町の後
富松町	静しのお道行の学び (踊屋台)	16 番佐久間町3,4 丁目、富松町の後
多町 2 丁目	後の月見の学び (踊屋台)	19 番多町 2 丁目後
永富町 4 町分	岩組に大蛸のからくり台 (引物)	20 番永富町 4 町分の後
神田堅大工町	拍子舞名取草の学び (踊屋台)	21 番神田堅大工町の後
蛸燭町・関口町	嵐山大堰川遊覧の学び・筏船の学び(練物)	22 番蛸燭町、関口町の後
新石町 1 丁目	天岩戸管弦の学び (練物)	25 番新石町 1 丁目後
新革屋町	福祿寿人形 (引物)	26 番新革屋町の後
神田鍛冶町 1、2 丁目	寿根元草摺踊学び (踊屋台)	27 番神田鍛冶町 1、2 丁目後
神田横大工町	十三夜月見学び (踊屋台)	29 番神田横大工町の後
雉子町	高砂丹前の学び (練物か)	30 番雉子町の後
三河町 4 丁目	神功皇后三韓攻凱陣の学び (練物)	31 番三河町 4 丁目後
明神下御台所町	義経蛭狩の学び (練物か)	32 番明神下御台所町後
皆川町 2、3 丁目	浜松風汐波の学び (踊屋台)	33 番皆川町 2、3 丁目後

天保 2 年 (1831) 9 月 21 日

町名	内容	場所
神田旅籠町 1 丁目	能狂言丹前の学び (踊屋台)	3 番神田旅籠町 1 丁目内
神田鍋町	寿女夫万歳の学び (踊屋台)	5 番神田鍋町の後
通新石町	安宅の学び (踊屋台)	6 番通新石町の後
須田町 1 丁目	大江山凱陣の学び (練物)	7 番須田町 1 丁目後
須田町 2 丁目	岩組に牡丹獅子の造り物 (引物)	8 番須田町 2 丁目後
連雀町	大伴黒主菌持の学び (練物)	9 番連雀町の後
三河町 1 丁目	汐波の学び (踊屋台)	10 番三河町 1 丁目後
豊島町・湯島町・金沢町	豊高砂磯辺嶋台の学び (踊屋台)	11 番豊島町・湯島町・金沢町の内
橋本町 1 丁目	拍子舞の学び (踊屋台)	13 番橋本町 1 丁目後
橋本町 2 丁目	唐人管弦の学び (練物)	14 番橋本町 2 丁目後
佐久間町 1 丁目	岩組に井戸立浪彦火々出見尊豊玉 姫人形造り物 (引物)	15 番佐久間町 1 丁目内
佐久間町 2 丁目	蜘蛛の拍子舞 (踊屋台)	15 番佐久間町 2 丁目内
佐久間町 3、4 丁目	龍神管弦の学び (練物)	16 番佐久間町 3、4 丁目後
神田久右衛門町 1、2 丁目	三ヶ津の物見の学び (練物)	17 番神田久右衛門町1,2 丁目後
元乗物町	浦嶋太郎帰朝の学び (練物)	28 番元乗物町の後
神田白壁町	鹿嶋万度地車 (引物)	35 番神田白壁町の後

天保 4 年 (1833) 9 月 15 日

町名	内容	場所
神田旅籠町 2 丁目	宝船の造り物 (引物)	4 番神田旅籠町 2 丁目後
新石町	神いさめ福寿の学び (踊屋台)	7 番須田町 1 丁目後
金沢町	朝比奈人形の造り物 (引物)	11 番金沢町の内
神田鍛冶町 2 町分	初音若芝の学び (踊屋台)	14 番橋本町 2 丁目後
神田多町 1 丁目	金太郎都人の学び (練物)	18 番神田多町 1 丁目後
神田多町 2 丁目	寿神事今様の学び (踊屋台)	19 番神田多町 2 丁目後
永富町 4 町分	乙姫浦嶋の学び (踊屋台)	20 番永富町 4 町分後
神田堅大工町	棟上ヶの学び (練物)	21 番神田堅大工町後
神田新銀町	今様最中名取草の学び (踊屋台)	24 番神田新銀町後
新革屋町	帯曳の学び (踊屋台)	26 番新革屋町後
神田横大工町	大津絵の学び (練物)	29 番神田横大工町後
三河町 4 丁目	神功皇后武内宿祢の学び(踊屋台)	31 番三河町 4 丁目後
三河町 4 丁目	七福神の学び (練物)	31 番三河町 4 丁目後
皆川町 2、3 丁目	義経島巡りの学び (練物)	33 番皆川町 2、3 丁目後
松田町	茶つみの学び (練物)	36 番松田町後

天保6年(1835)9月15日

町名	内容	場所
神田旅籠町一丁目	狸々の学び踊人形(踊屋台)	3番神田旅籠町1丁目の後
通新石町	朝比奈虎の学び(踊屋台)	6番通新石町の後
須田町2丁目	淀川引船の学び(練物)	8番須田町2丁目の後
連雀町	王子詣の学び(練物)	9番連雀町の後
豊島町	唐船唐子造物地車(引物)	11番豊島町の内
湯島町	渡二しゃぼん王之見立(練物)	11番湯島町の内
岩井町	末広の学び(踊屋台)	12番岩井町の後
佐久間町2丁目	龍神管弦の学び(練物)	15番佐久間町2丁目の後
佐久間町3、4丁目	龍神王取蟹の学び(踊屋台)	16番佐久間町3、4丁目の内
富松町	松羽衣の造物地車(引物)	16番富松町の後
神田久右衛門町1、2丁目	義経静の学び(踊屋台)	17番神田久右衛門町1、2丁目の後
須田町1丁目	子持山姥の学び(踊屋台)	22番岨燭町・関口町の後
元乗物町	初音若芝の学び(踊屋台)	28番元乗物町の後
雉子町	桃太郎凱旋の学び(練物)	30番雉子町の後
神田明神下御台所町	咲屋姫籠の造物地車(引物)	32番神田明神下御台所町の後
神田白壁町	鹿嶋浦氣師の学び(練物)	35番神田白壁町の後

天保8年(1837)9月15日

町名	内容	場所
本材木町1、2、3、4丁目、 弥左衛門町、新肴町	御雇祭 太神楽	2番南伝馬町の後
神田鍋町	三番叟の学び(踊屋台)	5番神田鍋町の後
三河町1丁目	五行の学び(練物)	10番三河町1丁目の後
橋本町1丁目	関の巨人形造り物(引物)	13番橋本町1丁目の後
橋本町2丁目	玉手箱の学び(練物)	14番橋本町2丁目の後
佐久間町1、2丁目	胡蝶舞の学び(踊屋台)	15番佐久間町1、2丁目の後
神田多町1丁目	豆蒔きの学び(踊屋台)	18番神田多町1丁目の後
新銀町	汐干の学び(練物)	24番新銀町の後
新石町1丁目	鞍馬獅子の学び(踊屋台)	25番新石町1丁目の後
新草屋町	福寿祿の造り物(引物)	26番新草屋町の後
神田鍛冶町1、2丁目	小松曳の学び(踊屋台)	27番神田鍛冶町1、2丁目の後
横大工町	唐子遊びの学び(練物)	29番横大工町の後
三河町4丁目	康秀小町の学び(踊屋台)	31番三河町4丁目の後
皆川町2、3丁目	安宅の学び(練物)	33番皆川町2、3丁目の後
神田塗師町	狸々の学び(練物)	34番神田塗師町の後
松田町	白拍子の学び(踊屋台)	36番松田町の後

天保10年(1839)9月15日

町名	内容	場所
旅籠町1丁目	菊見の学び(練物)	3番旅籠町1丁目の後
旅籠町2丁目	三つ人形の学び(踊屋台)	4番旅籠町2丁目の内
通新石町	女舞の学び(踊屋台)	6番通新石町の後
須田町1丁目	頼光花園遊覧の学び(練物)	7番須田町1丁目の後
須田町2丁目	雀踊の学び(練物)	8番須田町2丁目の後
連雀町	楽器の引物	9番連雀町の後
豊島町分	四季の学び(練物)	11番豊島町の後
湯島町	鬼童丸網の見立(踊屋台)	11番湯島町の後
金沢町	大黒人形の引物	11番金沢町の後
久右衛門町1、2丁目	茸狩の学び(練物)	17番久右衛門町1、2丁目の後
多町2丁目	五節句の学び(練物)	19番多町2丁目の後
永富町	乙姫龍神の学び(踊屋台)	20番永富町の後
堅大工町	柱建の学び(踊屋台)	21番堅大工町の後
元乗物町	男舞仕丁の学び(踊屋台)	28番元乗物町の後
神田明神下御台所町	富士裾野狩場の引物	32番神田明神下御台所町の後
白壁町	須磨浦松風の学び(踊屋台)	35番白壁町の後

その後、天保の改革が始まり、天保十二年七月七日の町触で附祭は再び三組（三ヶ所）と定められ一組より三品出すことが定められた。

神田明神氏子町々

名主

月行事

九月神田明神祭礼之義、是迄附祭品数十五六を目当世話番町々より差出来候、猶又今般相改、寛政度申渡後振合之通り、附祭入用氏子惣町小間割いたし、一ト小間何処掛りと割付差出、尤世話番三ヶ所ニ相立、町々順々ニ可相勤候、且神輿旅所其外供所等別段入用掛り候分は、家別は前々可為申合通候

但、附祭之義は世話番壹ヶ所より三品ツ、惣町九ツ可差出事

右御奉行所依御差函申渡間、其旨可存

丑七月

右之通り被仰渡奉畏候、御受印形差上申候、仍如件

天保十二年七月七日

祭礼町々

名主

月行事 受印⁽⁴⁰⁾

天保の改革における附祭への規制は、寛政の改革で定められた附祭の数・三組を踏襲してはいたが、計九品を出す

ことが命じたため、寛政の改革と比べるとやや緩やかなものであったと言える。各世話番町の附祭は踊屋台（踊台）、底抜け屋台、引物、練物、地走り踊より構成される行列であった。この形式は天保十二年以降、附祭が事実上廃止される慶応三年まで続いた。一方、御雇祭は太神楽が通例のごとく出された。さらに各年の番附によると、同十二年に神田多町一丁目よりこま廻し、十四年より幕末まで浅草田原町三丁目・松井源水及びその門下により御雇祭としてこま廻しが復活し断続的に出された。⁽⁴¹⁾

C 附祭と御雇祭の終わり―天下祭の終わりとともに―

幕末期になると、嘉永六年（一八五三）六月三日のペリー来航をはじめ、安政元年三月三日に日米和親条約締結、さらに江戸市中では安政二年（一八五五）の安政の大地震をはじめ火事、地震、大雨洪水といった自然災害が頻発するなど、政情も世情もともに不安定な時期であった。こうした状況の中で大地震後の儉約政策の影響もあり、安政二年の神田祭では、山車や附祭など町々の行列は城内へ入らず町々を「勝手次第」に練り歩くよう命じられ、御雇祭は中止された。この年、神輿行列のみは城内へ入ることが許されたものの、上覧所は通らず神田橋御門から神田橋御門へというかつてないほど短い道筋に縮小された。⁽⁴²⁾ 同四年は附

祭が中止され町々からは山車のみが出された。これは各氏子町々が安政の大地震や安政三年八月の台風などの影響により町内の復興がまだ完全ではなかったためでもあった。⁽⁴³⁾

同六年になると、今度は市中景気回復のために幕府が進んで祭礼を盛大に行うよう命じた。

一 大目付

御目付^江

覚

山王神田両祭礼之儀ニ付。是迄度々評議いたし。

被^ニ申聞^ニ候趣も有^レ之候処。右祭礼之儀。是迄之振

合^ニ而^ハ。市中景気引立不^レ申。衰微^ニ及び候趣。

町奉行より再^ニ申立。今般外国貿易御取開。外国人

居留之者も有^レ之候^ニ付^而ハ。市中諸色潤沢不^レ致候^而

ハ。難^ニ相成^ニ儀^ニ付。景気引立。諸色潤沢のため。

両祭礼付祭^ハ。御曲輪内^江引入候儀。前々之通可^ニ

相心得^ニ旨。別紙之通町奉行^江相達候間。可^レ被^レ得^ニ

其意⁽⁴⁴⁾候事。(以下略)

この年の神田祭は、附祭三組九品、御雇祭も大神楽とこま廻しが出され、全て江戸城内に入り將軍家茂が上覧するなど賑やかに執り行われた。

その後、最幕末期に入り、文久元年には安政六年同様に附祭と御雇祭が出されたが、文久三年は延期、慶応元年は

行列中止、そして最後の神田祭である慶応三年は神輿渡御のみとなり、以降、附祭も御雇祭も出されなくなつていつた。⁽⁴⁵⁾そして幕府御用の天下祭としての神田祭が江戸幕府崩壊とともになくなり、御雇祭は当然廃止されたが、各町から出された附祭における踊屋台や地走り踊は、明治時代の神田祭へと引き継がれていくことになる。

むすびに代えて

附祭と御雇祭こそが、神田祭をはじめ江戸における諸神社の祭礼で最も盛り上がった行列であつた。神田祭と山王祭にはさらに御雇祭も加わり賑々しい祭礼が執り行われた。各氏子町が毎回内容の違ったテーマ考え、大規模な行列に膨れ上がつてしまつたため、幕府から規制されその形式や規模が制限され、時代により多様な形でそれらの行列は出された。故に附祭と御雇祭を捉えつくすことは非常に難しい。

本稿は神田祭に焦点を当て、江戸の諸神社の祭礼で出された氏子町々の附祭そして天下祭(神田祭、山王祭)にのみ出された御雇祭の歴史的展開を概観することを目的としたが、非常に未完全な内容でまだまだ多くの解明されるべき課題が残されている。

以下、今後の課題を数点あげ、本稿を閉じたい。

附祭は毎回様々なテーマを持った行列が出され、その構成も規模も時代により違う。まず各年代の附祭全てを一覧し、それぞれどのような政情、世情のもとに出され、いかなる文化や芸能に影響されたかなど、具体的な内容を明らかにしていくことが第一の課題と言えよう。また神田祭だけではなく山王祭をはじめ江戸の諸神社の祭礼をも考察の対象としていくことも必要になってくる。

御雇祭に関しては、太神楽やこま廻しの具体的な姿を捉え、江戸幕府との関係、放下などの大道芸との関連性などを考察していき、またなぜ品替御雇祭が生まれたのかなどを今後考察していくべきであろう。

その他にも、踊り手、囃し手などで行列に加わった女子供や、鳶・町火消しのことなど他にも明らかにすべき面が多々ある。

今後、国立国会図書館に所蔵する各時代の撰要類集や類集撰要、市中取締類集といった膨大な量を誇る旧幕府引継書などの詳細な調査により、附祭や御雇祭を含め神田祭をはじめ江戸の諸神社の祭礼の全体像を明らかにしていくこととする。

註

(1) 今までの附祭と御雇祭の研究としては、東京市役所『天

(2)

下祭』（東京市史外編第四、東京市役所、昭和十四年）、黒田日出男「天下祭り絵巻の世界―龍ヶ崎歴史民俗資料館所蔵「神田明神祭礼絵巻」―」（黒田日出男『王の身体 王の肖像』イメージリーディング叢書、平凡社、平成五年）、作美陽一『大江戸の天下祭り』（河出書房新社、平成八年）、都市と祭礼研究会『天下祭読本―幕末期の神田明神祭礼を読み解く―』（神田明神選書Ⅰ、雄山閣、平成十九年）、竹内道敬『江戸祭礼研究―天保十年神田祭―』（国立音楽大学研究紀要「第二十八集、平成六年三月）、高牧實『江戸の町と山王神田両祭礼』（高牧實『近世の都市と祭礼』吉川弘文館、平成十二年）、竹ノ内雅人『江戸の神社とその周辺―祭礼をめぐる―』（『年報 都市史研究 十二 伝統年の分節構造』山川出版社、平成十六年）、同『江戸祭礼の表象』（『別冊 都市史研究 江戸とロンドン』山川出版社、平成十九年）、藤岡摩里子「天下祭りにおける仮装と擬人化絵画」（『動物観研究』十三、平成二十年十二月）などがある。

慶安二年（一六四九）六月十四日に出された山王祭禁令の初見に町々より出された練物に関する以下の町触が見られる。「一山王御輿山王五御着被成候迄、其町々之ねり物其外罷出候もの迄、不残御供可仕候、半途より帰り申間敷候、若相背候ハ、急度可被仰付候、ねり物之行列之儀、山王別当神主并両町御奉行所御与力衆御差図次第二可仕事」（近世史料研究会『江戸町触集成』第一巻、塙書房、平成六年、十四頁）。なお神田祭に關与した氏子町々には二つの種類があり、一つは山車や附祭を出した町々で江戸後期から幕末期ころには大伝馬町・南伝馬町

を除く神田の町々四十五町を指した。もう一種の町々は主に祭礼の時に初穂を納めた日本橋を中心とする九十三町を指した(木村信嗣「神田神社」、明治三十三年、「将門関係書類」十三、流通経済大学図書館祭礼文庫所蔵)。「江戸雀」(日本随筆大成編輯部「日本随筆大成」(第二期)十、吉川弘文館、昭和四十九年)、村上直・校訂「竹橋畫簡 竹橋余筆」(文献出版、平成七年)、「茉莉花」(谷川健一「日本庶民生活史料集成」第二十二卷祭礼、三一書房、昭和五十四年)、戸田茂睡「紫の一本」(鈴木淳・小高道子「近世随想集」新編日本古典文学全集八十二、小学館、平成十二年)参照。「江戸惣鹿子名所大全」(元禄三年(一六九〇)撰)に載せる元禄頃の山王祭の祭礼行列を記した「山王神事作物次第」では四十六番の「作物」つまり練物が列挙されているが、吹貫や笠ほこ

といった山車、屋台が各町で独立して記載されており、この当時は必ずしも練物の構成が山車と屋台で組み合わされていたわけではなかったようである(増補 江戸惣鹿子名所大全「江戸叢書刊行会「江戸叢書」第三巻、日本と書センター、昭和五十五年)参照。

(4) 『撰要永久録 公用留』巻之二、東京都公文書館所蔵。
(5) 『増補 江戸惣鹿子名所大全』、「江戸雀」、「紫の一本」等参照。

(6) 龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』は宝暦より安永・天明(一七五一〜一七八九)頃の神田祭を描いたと推定されているが、そこには文字のみの山車もあるが三十六番が描かれている。

(7) 『江戸御祭礼番附』国立国会図書館所蔵。

(8) 近世史料研究会『江戸町触集成』第十一巻、塙書房、平成十一年、一五六頁。

(9) 千代田区教育委員会『続・江戸型山車のゆくえ』天下祭及び祭礼文化伝播に関する調査・研究報告(千代田区文化財調査報告書十一、千代田区立四番町歴史民俗資料館、平成十一年)には、各年代の祭礼番附を資料として神田祭及び山王祭の山車の番組の一覧を作成しており山車の変遷が見てとれる。

(10) 『茉莉花』(日本庶民生活史料集成)第二十二巻、一七四頁。

(11) 福原敏男「研究資料 江戸山王祭礼図巻」(『国華』第一三五号、国華編輯委員会、平成二十年、作美陽一「大江戸の天下祭り」(河出書房新社、平成八年)参照。江戸後期の「我衣」に屋台に関する以下の記述が見られる。「○やたいと云物、正徳年中迄有之、其始は、寛永頃よりも有けるにや、大きように成たるは、元禄頃より初たり、享保年中より御停止、やたいと云は、一間に九尺程に床をつくり、手すり、かうらんを付て、其内に人形を二ツ或は三ツすへて、すそに幕を張、まくの内に、鐘、太鼓、笛等の鳴物入てはやす、牛馬にて引なり、後には、二間三間程の大やたいをしつらい、牛二疋或は三疋にて、我がちに大形にぞ成たりける。」とある(森銃三・野間光辰・朝倉治彦『燕石十種』第一巻、中央公論社、昭和五十四年、一六八頁)。

(12) 『市中取締統類集』山王神田両祭礼之部、国立国会図書館所蔵。

(13) 近世史料研究会『江戸町触集成』第四巻、塙書房、平成

七年、五十四頁。

(14) 『宝曆明和撰要類集』宝曆祭祀之部、国立国会図書館所蔵。江戸城内における巡行路については、拙稿「天下祭の原型と変容―神田祭を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年三月）に若干触れている。巡行路については将軍上覧の事例等も含め、いずれ別稿で論じつもりである。

(16) 『享保撰要類集』十四 御祭祀之部、国立国会図書館所蔵。近世史料研究会『江戸町触集成』第八卷（塙書房、平成九年、一一七頁）。この資料は、天明三年（一七八三）に神田明神神主・芝崎大隅守が神輿渡御が夜分に及ぶと道筋が混雑し口論などが起こる可能性があり、また雨天の場合には神輿の破損のおそれもあるので、それらを避けるため今まで祭祀行列の最後尾を渡御していた神輿行列を氏子町々の行列中十番と十一番の間に入れたという願状で、その願に対し祭祀町々三十三町の月行事や名主たちは神輿が途中で行ってしまうと道筋に見物人などが入り込み混雑し喧嘩口論も起こり、十一番以降の山車や附祭が江戸城内へ入るのも遅れてしまうので、従来どおり神輿行列は最後尾のままにしてほしいとの返答をしたという内容のものであった。

(18) 黒田日出男「天下祭り絵巻の世界―龍ヶ崎歴史民俗資料館所蔵「神田明神祭祀絵巻」―」参照。なおこの絵巻には類本が多くあり、所見では神田神社（『神田明神祭祀図巻』）、東京国立博物館（『神田明神祭祀図』）、江戸東京博物館（『神田明神祭祀図巻』）にもそれぞれ所蔵されている。本稿では神田神社所蔵『神田明神祭祀図巻』も

資料として使用する。花万度は、安永八年（一七七九）に大人が持つ花万度が行列進行の妨げと口論の防止を理由に禁止された。

(19) 一、越中守殿大隅守^五御逢神田明神之祭祀賑成は至極宜候得共花出し持候ものとも例年上覧所而手間取御慰も不相成跡より参候者共之差支も相成其上右花出し持候者共所々而及口論候儀有之由及承候間祭祀之節大人之花出し持出候儀は相止可申候尤小供花出し持候儀は不苦候其心得而取斗候様被仰候旨大隅守被申聞候間被承候通奈良屋市右衛門^五被相違候様及挨拶候処大隅守方而市右衛門^五申渡市右衛門有之候由其趣市右衛門申出候（『明和撰要集』十二下、国立国会図書館所蔵）

(20) しかし禁じられたにもかかわらず、その後もこの大人が持つ花万度は心違いした若者たちによって幾度も持ち出された。しかし城内には入らなかつたため、各町名主たちも祭祀ゆえ黙認してほしいとの旨奉行所に訴えた。ちなみに安永八年の記録によると「一 皆川町附祭の儀急差出度旨申付於 御城大隅守^五申談為差出候様奈良屋市右衛門^五申渡尤右之内そこぬけ屋たいと有之名目如何付外並之名目致番附^五書入候様申談」（『明和撰要集』十二下、国立国会図書館所蔵）とあり、附祭は当時希望ある町々が御伺いの上で差し出したことが推測される。

(21) 太神楽は本材木町・弥左衛門町・新肴町がつとめ、行列の八番と九番の間に加えられた。『太神楽及御役材木日記』（国立国会図書館所蔵）、『宝曆明和撰要類集』宝曆

祭礼之部（国立国会図書館所蔵）、山路興造「大神楽考——江戸の大神楽を中心に——」（『民俗芸能研究』第三十一号、平成十二年九月）等参照。

(22) 『明和撰要集』十二下、国立国会図書館所蔵

(23) 『宝曆明和撰要類集』宝曆祭礼之部。

(24) 東京市役所『東京市史稿』市街編第三十一、東京市役所、昭和十三年、五頁。

(25) 寛政期の祭礼番附を見た限りでは幕府の経費負担によるいわゆる御雇祭として太神楽は出されなくなったようである。なお祭礼番附は文政三年に森屋治兵衛が販売権を独占し題目に「御免」がつくまで、様々な地本問屋により作られた。その中には内容的に間違いも多く見られ、必ずしも番附どおりに神田祭の行列が出されたわけではなかった（亀川泰照「祭礼番附と江戸地本問屋 森屋治兵衛」江戸東京近郊地域史研究会『地域史・江戸東京』岩田書院、平成二十年）。

(26) 『江戸御祭礼番附』（国立国会図書館所蔵）に収載する寛政五年、同七年の番附によると附祭は三組であった。同十一年になると十一番内に踊屋台、十二番内に太神楽、十四五番内に唐人行列、二十五番内に太神楽、三十四番内に踊屋台、三十五番内に唐人行列と附祭の数が多くなった。しかし享和年間には再び三組に戻っている。

(27) 近世史料研究会『江戸町触集成』第十一巻、塙書房、平成十一年、一五五頁。

(28) 『神田明神祭礼 文政六末年九月』国立国会図書館所蔵。

(29) 鈴木棠三・小池章太郎『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一巻、三二書房、昭和六十二年、一五七頁。

(30) 『南撰要類集』十七中、国立国会図書館所蔵。

(31) 『南撰要類集』十七上。なお文化十二年の神田祭でも「但右こま廻し代り 御好二而被 仰付候品御入用は六百両金二而相払申候、去々亥年は通旅籠町にて引受豊年稲刈之学び一組差出申候、此御入用金五拾七両貳分六匁五分相懸り申候、（以下略）」（『南撰要類集』十八下、国立国会図書館所蔵）と「御好」の品替御雇祭を出したことが記録に見られる。

(32) 『南撰要類集』十八下。

(33) 文政三年八月の町触は以下の通りである。

当六月山王御祭礼上覧所前及暮二候迄相掛り候、右二泥明年神田明神祭礼之節遅刻致間鋪、諸事去卯年祭礼之節之通り相心得可申候、明後午年山王祭礼心得方之義は、其以前可申渡候へとも、明年神田祭礼支度等不致已前、其旨相心得候様、祭礼差出町々申論候様可致候

右之通従町御奉行所御沙汰二付、町々名主より其旨心得候様、祭礼差出候町々^江為申聞、請印取之、町年寄役所^江可差出候、
前書之通被仰渡奉畏候、為其御請書差上申候、仍如件

文政三辰年八月 神田明神御祭礼差出候

町々 月行事請印

(34) 『江戸町触集成』第十二巻、塙書房、平成十一年、四十七頁

(35) 『江戸町触集成』第十二巻、九十六頁。

喜田守貞『近世風俗志（四）（守貞謄稿）』、岩波書店、

平成十三年、二二九頁。

(36) 『神田明神祭礼 文政六未年九月』、『神田明神御祭礼』

(文政六年、神田神社所蔵) 参照。

(37) 『神田明神御祭礼御免番附』、文政八年、神田神社所蔵。

なお御雇祭の詳細な考察に關してはいずれ稿を変えて論じたいと思う。

(38) 近世史料研究会『江戸町触集成』第十二卷、二五七頁。

(39) 表作成にあたって以下を参考にした。『神田明神御祭礼

番附』(文政十年、国立国会図書館所蔵)、『神田御祭礼

附祭』(文政十二年、神田神社所蔵)、『神田明神御祭礼

番附』(天保二年、千代田図書館所蔵)、『神田明神御祭

礼番附』(天保四年、神田神社所蔵)、『神田明神御祭礼

番附』(天保六年、神田神社所蔵)、『神田御祭礼附祭番

附』(天保十年、神田神社所蔵)、『神田大明神御祭礼番

附張込帖』(文化十二年、嘉永二年、神田神社所蔵)、千

代田区教育委員会『続・江戸型山車のゆくえ』天下祭及

び祭礼文化伝播に關する調査・研究報告』、豊田和平

『天保六年の神田明神祭礼』、『斎藤月岑日記』を中心に

『千代田区立四番町歴史民俗資料館』江戸開府四〇〇年

記念特別展 江戸の風景―江戸城築城から大江戸へ―

千代田区立四番町歴史民俗資料館、平成十五年。

(40) 近世史料研究会『江戸町触集成』第十三卷、塙書房、平

成十二年、三九四頁。

(41) 『神田大明神御祭礼番附張込帖』等参照。

(42) このとき以下の町触が出されている。

神田明神御祭礼之練物等、御曲輪内江引込候二不及

候、是迄之通祭礼執行ひ、市中其外相渡候義は勝手

次第之事二候

右之趣被仰出候間、得其意市中江は早々可被相触候

八月

右之趣被仰出候段、從町奉行所被仰渡候間、町中不

洩様早々可相触候

卯八月廿三日

(近世史料研究会編『江戸町触集成』第十六卷、塙書房、

平成十三年十月、四〇八頁)

(43) 『神田祭礼 安政四丁巳年九月』(国立国会図書館所蔵)。

なお安政四年には以下の町触も出された。

当九月神田明神祭礼之節、神輿其外練渡之義は前々

之通相心得、且又附祭と相唱候内、踊屋台地踊之義

は御曲輪内江引入候二不及候事

但、都而去辰年山王祭礼之振合二可相心得候

右之通從町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様可相触

候

七月廿日

町年寄役所

(近世史料研究会編『江戸町触集成』第十七卷、塙書房、

平成十四年四月、一九六頁)

(44) 黒板勝美・国史大系編輯会『続徳川実紀』第三編(新訂

増補国史大系 第五十卷、吉川弘文館、昭和四十一年十

二月、六一〇頁)。なお以下の町触も記録に見られる。

祭礼町々

名 主 共

山王神田両祭礼附祭等御曲輪内江引入候義、向後前々

之通相心得、尤花美仰山之義は勿論、踊屋台地踊等

差出候共、都而歌舞妓狂言二似寄候筋之品は決而差出候義不相成、且歌舞妓役者弟子筋其外右類二紛敷も一の共ハ、是又一切差出申間鋪旨、両祭礼町々江申通候様可致

未七月

右之通南従町御奉行所被仰渡候間、其旨可存
前書之通被仰渡奉畏候、為御受御帳二印形仕置候、
已上

安政六未年七月四日

山王神田

両祭礼町々

名主一同受印

(近世史料研究会編『江戸町触集成』第十七卷、三五六頁)

(45)

竹内道敬「資料影印・翻刻 江戸祭礼芸能資料」(『東洋音楽研究』第五十三号、昭和六十三年十二月)、(今井金吾「定本 武江年表」下(筑摩書房、平成十六年)等参照。

(神田神社権禰宜)